

豊田市重層的支援体制推進事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市重層的支援体制推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本事業の目的）

第2条 本事業は、社会福祉法第106条の4に規定される重層的支援体制整備事業について、複雑化・複合化した市民の困りごとに対し、関係機関が連携して円滑に支援を進める体制及び孤独・孤立の状態となることの予防を含めた支え合いの地域づくりを推進する体制を構築することを目的とする。

（事業構成）

第3条 本事業は、次に掲げる事業で構成され、全ての事業を実施しなければならない。

- （1）包括的相談支援事業
- （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- （3）多機関協働事業
- （4）参加支援事業
- （5）地域づくり事業

（包括的相談支援事業）

第4条 包括的相談支援事業は、次に掲げる事項を実施する。

- （1）属性や世代を問わず、福祉に関する全ての相談を受け止めること。
- （2）相談を受け止めた後、困りごとに対応できる支援機関に適切につなぐこと。

2 対象となる支援機関は次のとおりとし、別表第1に掲げる委託事業等を実施する者も含まれる。

- （1）福祉の相談窓口
- （2）よりそい支援課
- （3）生活福祉課
- （4）障がい福祉課
- （5）高齢福祉課
- （6）こども・若者政策課
とよた子どもの権利相談室
- （7）こども家庭課
- （8）保育課
- （9）保健支援課
- （10）健康づくり応援課
- （11）とよた男女共同参画センター

（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

第5条 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、次に掲げる事項を実施する。

- （1）支援を必要とする人（以下「対象者」という。）を早期に発見するために、関係機関とのネットワークから情報収集を行うこと。
- （2）支援を検討するために、豊田市支援会議設置要綱に定める豊田市支援会議を開催し、他の支援機関と情報共有を図ること。
- （3）支援を行うために、支援プランを作成すること。
- （4）対象者に支援を届けるために、自宅訪問などにより対象者との関係づくりを行うこと。
- （5）対象者との関係づくりが進み、支援の同意が得られた場合は、多機関協働事業に移行して支援を進めること。

2 対象となる支援機関は次のとおりとし、別表第1に掲げる委託事業等を実施する者も含まれる。

- （1）よりそい支援課
- （2）生活福祉課
- （3）障がい福祉課
- （4）高齢福祉課
- （5）こども・若者政策課
とよた子どもの権利相談室
- （6）こども家庭課
- （7）保健支援課
- （8）青少年相談センター（パルクとよた）

（多機関協働事業）

第6条 多機関協働事業は、次に掲げる事項を実施する。

- （1）複合的な課題を抱えており、単独の支援機関では対応が困難な個別支援について、多機関で連携して支援するために、対象者の同意を得ること。
- （2）社会福祉法第106条の4第2項第6号に規定される支援プランを作成すること。
- （3）多機関調整管理者（以下「事業管理者」という。）又は多機関調整推進員（以下「事業推進員」という。）は、豊田市重層的支援会議設置要綱に定める重層的支援会議を開催し、作成した支援プランの決定及び支援経過の確認並びに終結の判断をすること。また、参加支援事業について、利用する必要があるか検討を行うこと。
- （4）事業管理者は、孤独・孤立対策推進法第17条の第1項に基づく孤独・孤立対策調整機関及び豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく権利擁護支援の中核機関を兼ねる。

2 対象となる支援機関について、次のとおり位置付け、別表第1に掲げる委託事業等を実施する者も含まれる。

- （1）事業管理者をよりそい支援課とし、事業推進員の支援及び当事業のとり

まとめを実施する。また、事業管理者は事業推進員を兼ねる。

- (2) 事業推進員を生活福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課、こども・若者政策課、こども家庭課、保健支援課、青少年相談センター（パルクとよた）及びとよた男女共同参画センターとし、必要に応じて事業管理者から助言を受け、多機関協働事業を主導する。

- 3 事業管理者は、豊田市重層的支援会議定例会設置要綱に定める重層的支援会議定例会（以下「定例会」という。）を開催し、事業推進員を招集して支援に関する情報共有及び地域課題の分析等を行う。

（参加支援事業）

第7条 参加支援事業は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 重層的支援会議において必要と認められた場合、対象者が望む社会とのつながりや参加を支えるために、対象者に適した目標を設定し、地域資源への参加について検討し、プランを作成すること。
- (2) 地域資源への参加が円滑に進むよう、対象者と地域資源との調整を図ること。
- (3) 対象者を受入れる地域資源につないだ後、対象者への定着支援及び受け入れ先の地域資源へのフォローアップを実施すること。
- (4) 対象者が望む社会参加の対応先がない場合、とよた多世代参加支援プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に支援の援助を依頼すること。また、依頼後も継続してプロジェクトと連携した支援を行うこと。
- (5) 本人が望む社会参加について、おおむね達成されたと判断した場合、重層的支援会議において参加支援事業による対応の終了を決定すること。

- 2 対象となる支援機関は次のとおりとし、別表第1に掲げる委託事業等を実施する者も含まれる。

- (1) よりそい支援課
- (2) 生活福祉課
- (3) 障がい福祉課
- (4) 高齢福祉課
- (5) こども・若者政策課
とよた子どもの権利相談室
- (6) こども家庭課
- (7) 保育課
- (8) 保健支援課
- (9) 健康づくり応援課
- (10) 青少年相談センター（パルクとよた）
- (11) とよた男女共同参画センター

（地域づくり事業）

第8条 地域づくり事業は、次に掲げる事業で構成され、全ての事業を実施しなければならない。

- (1) 一般介護予防事業
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 地域活動支援センター事業
- (4) 地域子育て支援拠点事業
- (5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
- (6) その他孤独・孤立の状態となることの予防を含めた支え合いの地域づくりに資する取組

2 対象となる支援機関は次のとおりとし、別表第 1 に掲げる委託事業等を実施する者も含まれる。

- (1) よりそい支援課
- (2) 生活福祉課
- (3) 障がい福祉課
- (4) 高齢福祉課
- (5) こども・若者政策課
とよた子どもの権利相談室
- (6) こども家庭課
- (7) 保育課
- (8) 保健支援課
- (9) 健康づくり応援課
- (1 0) 青少年相談センター（パルクとよた）
- (1 1) 地域振興部 自治推進室
- (1 2) 市民活躍支援課
- (1 3) 美術・博物部

3 同条第 1 項に記載された事業を一体的に実施するため、豊田市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（以下「C S W」という。）は次に掲げる事項を実施する。

- (1) 同条第 1 項各号の事業について、事業実施者と定期的に情報共有する場を設け、実施されている事業や活動等の理解及び C S W の周知啓発を行うこと。
- (2) 分野横断を重点に、同条第 1 項各号の事業実施者と連携し地域づくりに資する活動を実施すること。

4 同条第 1 項に記載された活動を円滑に実施するために、関係する機関は C S W の活動に積極的に協力すること。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

別表第１（第４～８条関係）

支援機関が所管する委託事業等を実施する者

	支援機関	委託事業等を実施する者
所属	【こども・若者部】 こども・若者政策課 とよた子どもの権利 相談室 こども家庭課 保育課	こども・若者総合相談センター － 子育て支援センター
	【福祉部】 よりそい支援課 地域包括ケア企画課 生活福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課	コミュニティソーシャルワーカー 生活困窮者自立相談支援機関 成年後見支援センター（中核機関） とよた多世代参加支援プロジェクト － － 障がい者相談支援事業所 地域包括支援センター
	【保健部】 保健支援課 健康づくり応援課	－ －
	【地域振興部】 自治推進室	－
	【生涯活躍部】 市民活躍支援課	－
	【美術・博物部】	－
	【教育委員会】 青少年相談センター （パルクとよた）	－